

平成20年度 第3回四国地方整備局事業評価監視委員会の開催結果（速報）

1. 日 時：平成21年3月12日（木） 14：00～16：30

2. 会 場：高松サンポート合同庁舎 低層棟2階アイホール

3. 出席者

委員：柏谷委員長、井原委員、大年委員、鈴木委員、谷口委員、松根委員、村上委員

四国地整：局長、次長、次長兼総務部長、企画部長、建政部長、河川部長、道路部長、港湾空港部長、営繕部長、用地部長 他

4. 議事内容

・再評価審議

- 1) 四国横断自動車道 阿南四万十線阿南～徳島東
- 2) 一般国道55号 牟岐バイパス
- 3) 一般国道11号 丹原道路
- 4) 四国横断自動車道 愛南大洲線宇和島北～西予宇和
- 5) 一般国道56号 宇和島道路
- 6) 四国横断自動車道 阿南四万十線須崎新荘～窪川
- 7) 一般国道33号 高知西バイパス
- 8) 一般国道56号 中村宿毛道路
- 9) 一般国道56号 大方改良

・事後評価審議

- 1) 一般国道32号 井川インター関連

5. 審議結果

・再評価対象事業について審議した結果、以下の結論を得た。

- 1) 四国横断自動車道 阿南四万十線阿南～徳島東
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 2) 一般国道55号 牟岐バイパス
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 3) 一般国道11号 丹原道路
「事業中止」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 4) 四国横断自動車道 愛南大洲線宇和島北～西予宇和
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 5) 一般国道56号 宇和島道路
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 6) 四国横断自動車道 阿南四万十線須崎新荘～窪川
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 7) 一般国道33号 高知西バイパス
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 8) 一般国道56号 中村宿毛道路
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 9) 一般国道56号 大方改良
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

・事後評価対象事業について審議した結果、以下の結論を得た。

- 1) 一般国道32号 井川インター関連
「事業の効果は発揮されており、今後の事後評価と改善措置は必要ない」とする事業者の判断は「妥当」である。